

平成30年度

学校いじめ防止基本方針

智辯学園中学校・高等学校

はじめに（学校の方針について）

本校では、開校以来、宗教（仏教）的情操をもとに豊かな心を養うことを教育目標の柱に位置づけ、「一切衆生悉有仏性、相互礼拝、相互扶助」の精神を心の教育の根幹に据え、「互いが尊敬し、拝み合う」ということができる、知性豊かで明るく誠実な人間の育成に努めてきた。そういう意味からも、いじめは決して看過できない行為であると考えます。

そもそも、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人ひとりに「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体になり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（２）いじめの認識

○ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○ いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするだけでなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取り組みを行う。

○ 「些細なこと」と判断せず、いじめを見逃さない。

○ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

2 いじめの防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22 条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙 1】

(2) いじめ防止等に係る年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙 2】

3 いじめの問題への取り組み

組織対応・いじめの防止等の取り組みを別に定める。【別紙 3・4】

(1) 未然防止

いじめの問題への取り組みは、多くの生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取り組みや、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取り組みの限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で接し、被害加害を問わず保護者との連携を密にして指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに奈良県知事に報告を行うとともに、いじめ防止対策委員会により早急に調査を行い事態の解決にあたる。

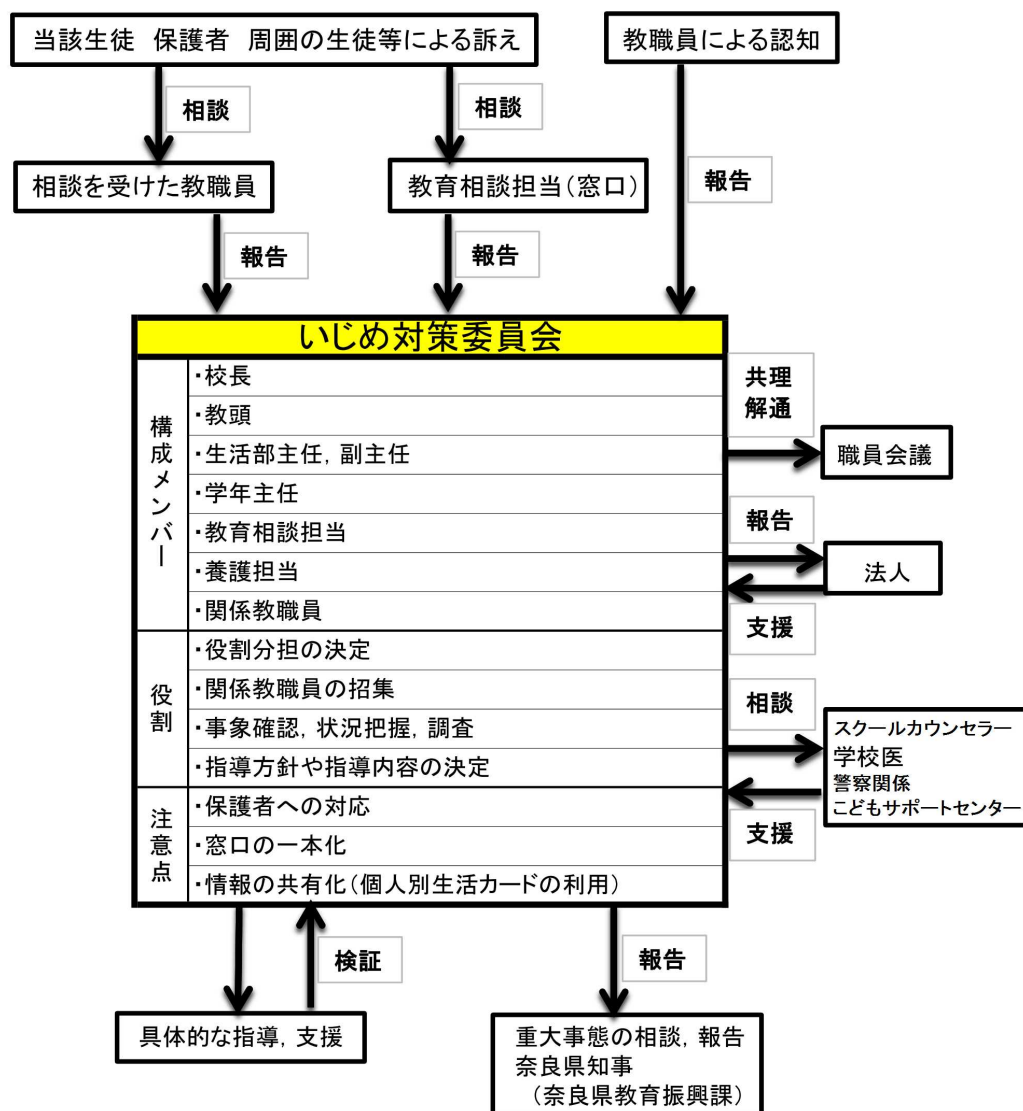
なお、事態によっては、県知事が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、広く学校外の意見にも耳を傾けるようにする。また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止対策等のための組織及び対策フロー

智辯学園中学校・高等学校



平成30年度いじめ防止等に係る年間指導計画(中学校・高等学校)

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	○いじめ防止対策委員会①	○宿泊研修(中1、高1)	
5月	○校内職員研修	○育友会総会(保護者会)	
6月		○人権HR(中学・高校)	○いじめアンケート調査
7月	○いじめ防止対策委員会②	○人権講演会(高校)	
8月	○人権講演会 (外部講師を招聘しての研修)	○人権HR(中学・高校)	○三者面談 (生徒・保護者・教員)
9月			
10月	○いじめ防止対策委員会③	○人権HR(中学・高校)	○いじめアンケート調査
11月			
12月	○いじめ防止対策委員会④	○人権HR(中学・高校) ○人権講演会(高校3年)	○三者面談 (生徒・保護者・教員)
1月			○いじめアンケート調査
2月		○人権HR(中学・高校)	
3月	○いじめ防止対策委員会⑤		○三者面談 (生徒・保護者・教員)

組織対応・いじめの防止等の取り組み

被害者への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・身体被害状況（診断書）
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がったこと
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等）
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援 （観衆・傍観者等）

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

奈良県知事（県地域振興部教育振興課）への報告

重大事態への対応

- ・速やかに奈良県知事（県地域振興部教育振興課）に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・県地域振興部教育振興課の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配付や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育や宗教教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくりの啓発
- 生徒の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※校内研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間、昼食時間の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集（生徒・保護者）
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※生徒へのアンケート
- 相談体制の充実
 - ・校内にいじめ相談窓口の設置
 - ・一般に設けられている相談窓口の周知
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報の共有
 - ・配慮が必要な生徒の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用